

松山市子ども・子育て会議について

令和6年5月27日

1. 設置根拠

◎松山市子ども・子育て会議条例(平成25年6月28日施行)

【松山市子ども・子育て会議条例】

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、本市に松山市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項
- (2) 児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項

2. 目的

- ・子育て当事者や子育て関係事業従事者等の参画を得て、子育てに関するニーズを「子ども・子育て事業計画」等に反映することをはじめ、子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)に基づく子ども・子育て支援施策を、本市の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて調査・審議すること。
- ・「新制度」に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直しを行っていくこと。
- ・こども基本法第10条第2項に規定される、国のこども大綱を勘案して市町村のこども施策についての計画を定め、こども施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直しを行っていくこと。

3. 今年度の審議事項

- 第2期松山市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について(R5年度分)
- 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画の策定
- 松山市こども計画の策定

松山市子ども・子育て会議 部会の設置について

特定の分野を専門的かつ効率的に審議するために、松山市子ども・子育て会議条例(平成25年松山市条例第28号)第8条第1項の規定に基づき、以下の部会を置く。

- (1) 教育・保育部会
- (2) 地域子育て部会

【松山市子ども・子育て会議条例】

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。

ー以下、準用部分ー

(会長及び副会長)

第5条 略

- 2 略
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

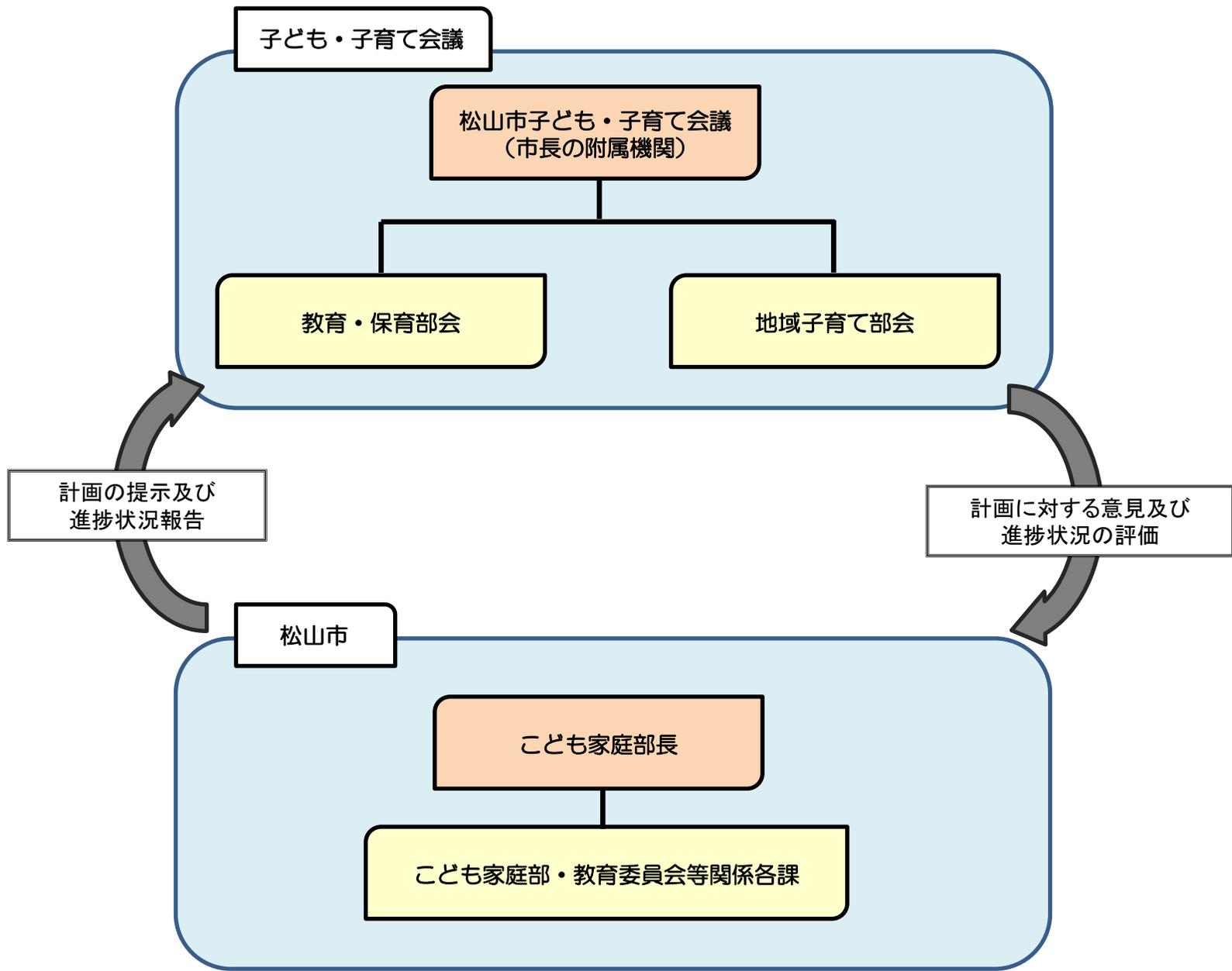
第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 子ども・子育て会議は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。



～各計画の部会での協議事項～

松山市こども計画部分

▼施策体系

▼推進施策、取組・事業

※施策体系、推進施策等の内容については、素案の際に提示予定

松山市子ども・子育て支援事業計画部分

▼子ども・子育て支援事業計画の基本指針に規定される必須記載事項及び任意記載事項

(必須事項)

- ・幼児期の教育及び乳幼児期の保育の「量の見込み」と「確保方策」並びに実施時期
- ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」並びに実施時期
- ・子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
- ・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 など

(任意記載)

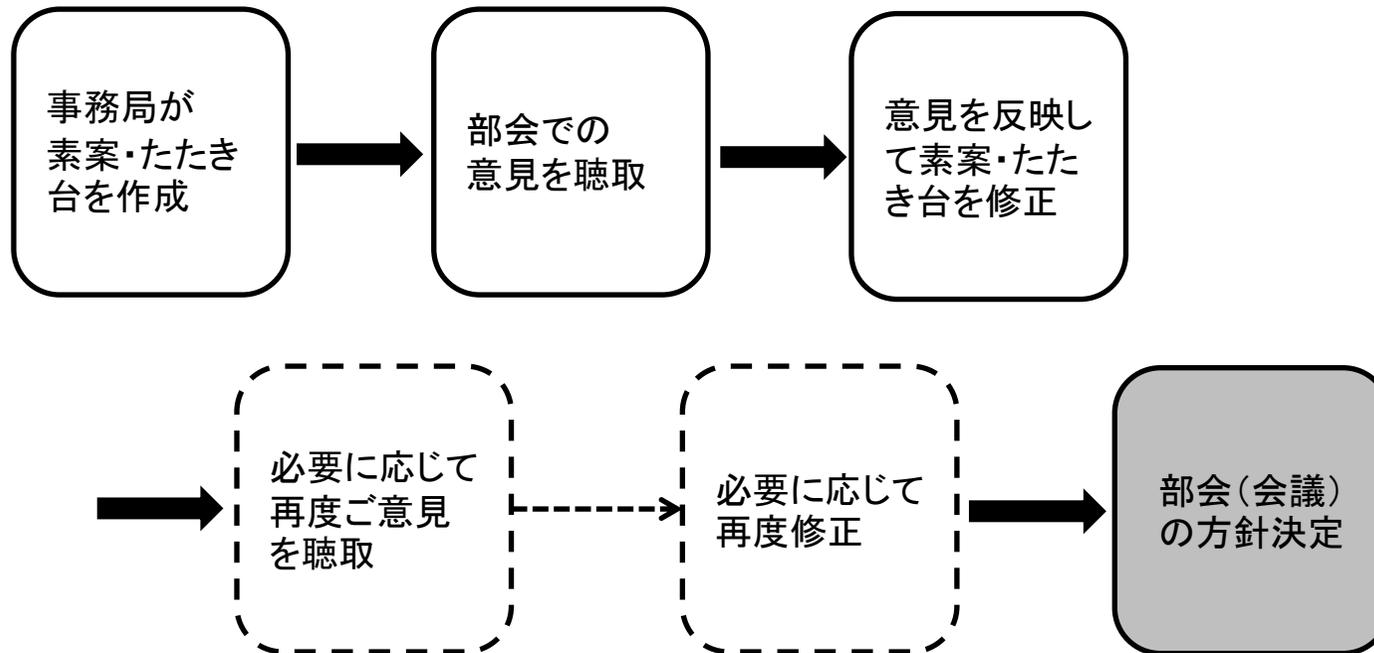
- ・産休、育休後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ・子どもの専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境整備に関する施策との連携に関する事項
- ・地域子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項 など

※なお、令和6年夏頃に、改正が予定される子ども・子育て支援法の影響により、「基本指針」の改定が見込まれており、その内容によっては、記載する項目の追加等を行う。

<進め方>

- ①全体会と同様に、事務局が素案・たたき台を提示して、部会でのご意見を聴き、その内容を反映
- ②部会での方針決定を全体会での方針決定とする。(全体会で再度審議しない)
- ③必要に応じて、互いの部会の進捗状況等の情報を共有
- ④各部会の開催時期は、各部会で決定

<審議のイメージ>



スケジュール概要

| 年度 | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------|----|----|--|----|---------------------------|----|-----------------------------|--------------------------------------|-----|-----|----|--------------|------------------|--------------------------|-------------|-----------------|
| 月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | |
| 子ども計画 | | | | 現状と課題、将来目標、KPIの設定等の検討 | | | | 子ども計画 (素案) | | | | | 子ども計画 (案) | パブリックコメント | | 子ども計画 公表 | |
| | | | | 「市民参加」 ・各種アンケート、ワークショップ等 WEBアンケート(対象:小学5年生以上) 抽出調査(対象:ひとり親家庭) | | | | | 松山市子ども・子育て会議にて適宜審議予定 (合計:5回程度を想定) | | | | | | | | |
| 子ども・子育て支援事業計画 | 国の次期計画改正基本方針 | | | 各事業の 令和5年度実績 とりまとめ | | 第2期計画全体振り返り 令和5年度点検・評価 | | | 第3期支援事業計画 (素案) | | | | | 第3期支援事業計画 (案) | パブリックコメント ※こども計画として実施 | | 第3期支援事業計画 公表 |
| | | | | ニーズ調査の分析、「量の見込み」「確保内容」の算出 | | | | 各部会にて適宜実施予定 (合計:3回程度を想定) | | | | | | | | | |
| ※可能な限り、こども計画の審議と同時に開催 | | | | | | | | | | | | | | | | | |